

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正に係るQ&A

本Q&Aは、令和7年5月9日（金）から同年6月7日（土）にかけて実施した「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」のパブリックコメントで頂いたコメントのうち、改正案に関する質問について、Q&Aの形式にて公表するものです。

凡 例

本Q&Aにおいては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯収法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	犯収法施行規則
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和7年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第2号）による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	新規則
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	番号利用法

1 カード代替電磁的記録を用いた本人特定事項の確認方法について（新規則第6条第1項第1号ル関係）

No.	質問	回答
1	新たに規定される本人確認方法は、対面と非対面の特定取引の両方において用いることが可能なものなのか。	カード代替電磁的記録を用いた本人特定事項の確認方法は、対面取引・非対面取引を問わず用いられる確認方法として規定しています。
2	顧客等に当該顧客等の容貌の画像情報の送信を求めないのはなぜか。	地方公共団体情報システム機構及びスマートフォン保持者による電子署名により、カード代替電磁的記録の真正性及び送信者の同一性を確認することができることから、顧客等の容貌の画像情報の送信等の措置は設けることとはしていません。
3	現行の犯収法施行規則第6条第1項第1号ワに掲げる方法（公的個人認証法）による確認と異なり、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、顔写真を求めるのはなぜか。	カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているものの送信を受けるとや、当該全ての情報を確認記録に保存することについては、マネー・ローンダリング対策等に必

		要な方法として定めたものです。公的個人認証法によるものとは異なる確認方法であることから、それぞれの確認方法において必要な情報の送信を受ける必要があるものです。
4	新たに規定される本人確認方法は、顔写真の送信が必要であることから、1歳以上から利用可能な方法であるということか。	個人番号カードをスマートフォンに搭載するためには署名用電子証明書が必要であることから、基本的には、15歳以上の者について利用可能な方法となります。
5	顧客等が番号利用法第18条の3第1項の認定を受けたプログラムを用いて特定電磁的記録を送信していることを特定事業者はどのように確認するのか。	特定事業者においては、顧客等から特定電磁的記録の送信を受ける際に、番号利用法第18条の4第1項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第2項の認定を受けたプログラムを用いて当該特定電磁的記録が当該顧客等のものであることの確認ができたという事実をもって、当該顧客等が新規則第6条第1項第1号ルに規定する方法により当該特定電磁的記録を送信していることが確認できることとなります。
6	「特定電磁的記録が当該送信を行った顧客等のものであることの確認」とは、顧客等が送信用プログラムにより送信した氏名、住居、生年月日及び写真の情報を確認用プログラムにより受けることをもって適切に確認ができたと判断してよいのか。	御認識のとおりです。
7	カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住居、生年月日及び写真の情報以外の情報の送信を受けることは認められるか。	各種業法その他の法令等に抵触しない範囲内において、マネロン等対策の観点から犯収法施行規則に規定されている情報以上の確認を実施することは問題ありません。
8	宗教上又は医療上の理由等やむを得ない事情で適切な規格の顔写真が無いカード代替電磁的記録はどのような扱いとなるのか。	御指摘のケースにおけるカード代替電磁的記録には規格外の顔写真のデータが格納されておりますので、当該データの送信を受ける必要があります。顔写真の情報が無いカード代替電磁的記録については、カード代替電磁的記録を用いた本人特定事項の確認方法としては認められません。
9	新たに規定される本人確認方法は、スマートフォンのみを想定しているものか。	顧客等による特定電磁的記録の送信は現時点においてスマートフォンのみを想定しております。
10	「カード代替電磁的記録を用いた本人確認方法の新設」が、どうして「犯罪による収益の移転防止」につながるのか。	今般新設したカード代替電磁的記録を用いた本人特定事項の確認方法のみならず、犯収法施行規則に定める本人特定事項の確認方法は、いずれも本人確認書類の偽造や顧客のなりすまし等を

		看破するために必要な方法として規定したものであり、犯罪による収益の移転防止に資するものであると考えております。
--	--	---

2 ハイリスク取引におけるカード代替電磁的記録を用いた本人特定事項の確認方法について(新規則第 14 条第1項 第2号口関係)

No.	質問	回答
11	犯収法第4条第2項各号に掲げる取引の際に、犯収法施行規則第14条第1項第1号に掲げる確認方法として顧客等から特定電磁的記録の送信を受けた場合に、同項第2号口に掲げる確認方法として個人番号カードの提示を受けることは認められるか。	認められます。

3 確認記録の作成方法について(新規則第 19 条第1項第2号チ関係)

No.	質問	回答
12	新規則第6条第1項第1号㍑に掲げる方法（本人限定受取郵便）による確認を実施した場合、確認記録の添付書類として特定電磁的記録又はその写しを添付する必要はないという理解でよいか。	御認識のとおりです。
13	確認記録に添付する「当該特定電磁的記録」の「写し」とは具体的に何を指すのか。	カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている「特定電磁的記録」の「写し」とは、例えば、特定電磁的記録を形態の異なる電子ファイルに変換することや、紙に印字したものをスキャナで読み込んでイメージデータ化したものを指します。
14	確認記録の作成方法について、スマートフォンの公開鍵や機構の署名値（電子署名）に係る情報も記録する必要があるか。	不要です。 「当該特定電磁的記録」とは、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち当該顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているものであればよく、スマートフォンの公開鍵や機構の署名値（電子署名）に係る情報も記録しておく必要があるものではありません。 なお、各種業法その他の法令等に抵触しない範囲内において、マネロン等対策の観点から犯収法施行規則に規定されている情報以上のものを記録し保存することは問題ありません。

4 確認記録の記録事項について(新規則第 20 条第 1 項第 5 号関係)

No.	質問	回答
15	新たに規定される本人確認方法については、確認記録の記録事項として、個人番号カードを用いたことの記載をすればよいか。	新たに規定される本人特定事項の確認方法においては、個人番号カードの提示を受けるわけではないことから、新規則第 20 条第 1 項第 17 号の規定に基づき、個人番号カードにより確認したことの記録ではなく、新たに規定される本人特定事項の確認方法で本人特定事項の確認を行ったことの記録が必要となります。